

名 称 所 在	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造 ・ 階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼 損 面 積) 延 面 積	死 傷 者
三沢ビル (らくらく酒場)	複合用途 (16)イ	昭和51年12月26日	耐火 Ⅲ	全・Ⅲ・部・小	死者
		出火 1 時30分ころ 覚知 1 時35分 覚知別 報知電話 鎮火 2 時25分	建 120m ² 延 369m ²	256m ² (69%)	15名 傷者 8名 ()
静岡県沼津市 高島町 3 ~ 6					

I 火災概要								
① 概 要	この火災は、小規模複合ビルの可燃性内装材料で装飾された、1階階段室から出火し、爆発的な燃焼と猛煙により、窓等の開口部を内装材料で閉鎖し、密室状態となっていた2階の客9名全員と、従業員6名が煙に巻かれ死亡するという惨事となった。							
② 階 別 状 況	階	床面積 m ²	焼損床面積 m ²	用途(売場)	在館者	死者	避難設備等	消防用設備等
	R	17.8					屋内階段 1箇所 (1F~RF)	消 誘
	3	112.5	112.5	事務室, 更衣室			屋外階段 1箇所 (1F~2F)	
	2	118.4	118.4	(大衆サロン) (らくらく酒場)	22(客9)	14		
	1	119.8	25.1	洋品店, 書店		1		
	合計	368.5	256.0		22	15		
	③ 出 火 場 所	(階, 室, 部位, 可燃物状況, 居室・非居室, 在・不在) 1階階段室から出火 階段室は、壁面及び天井がベニヤ合板と可燃性のクロスで内装仕上され、床はカーペット敷きであった。				④ 出 火 原 因	放火の疑い ※放火の被疑者が逮捕され、これによると、入口ドア内側階段の上がり踊り場にダンボール箱を持ちこんで火を着けたもの。	

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	<p>(出火部位) (出火室の拡大) (他室への拡大) (上階への拡大)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">1階階段室</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;">ダンボール箱への放火により炎上し、階段室の可燃性内装材及びカーペット等に着火拡大</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;">シャッター部の埋め戻し不完全箇所及び出入口扉（木製ブリキ張り）から延焼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">階段室を燃え上り2階出入口木製扉を通じて店内に延焼拡大</div> </div> <p>1階階段室で出火した火勢は、壁面の可燃性クロス張りの板を伝わって延焼し、階段室内を爆発的に燃焼させ、この爆燃により（1階出入口のドア近くにいた通行人が火傷を負っている。）2階店内に延焼拡大していった。</p> <p>また、1階階段室と洋品店とのシャッター部の埋め戻し、不完全箇所及び出入口扉（木製亜鉛鉄板張り）を通して洋品店の天井及び内装の一部に延焼した。</p>	
	<p>○ 延焼拡大した主な理由 階段の壁及び天井の内装が可燃性クロス張りの合板であり、また、床にはジュウタンが敷かれていた。2階階段出入口扉が木製であった。</p> <p>○ 煙の伝播経路 1階階段室で出火し、煙は、階段室内に充満、2階出入口扉が閉められていたため、隙間から徐々に進入していったが、煙に気づいた者が扉を開いたため、一挙に猛煙が室内に流れこんだ。</p>	
II 火災建物概要		
① 建 築	<p>着工・竣工又は主たる改築等 （竣工）昭和39年8月24日 () 昭和 年 月 日</p>	
管 理 状 況	<p style="text-align: center;">② 壁 穴 の 状 況</p> <p>階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> パイプシャフト <input checked="" type="checkbox"/> エスカレータ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/></p> <p>階段室の内装は合板クロス張りであり、また、階段区画が不完全であった。</p>	<p style="text-align: center;">③ 防 火 管 理 状 況</p> <p>○ 防火管理者が未選任であった。 ○ 消防計画等は作成されていない。 ○ 屋外階段への非常口前にタンス、植木等が置かれ避難上の障害となった。 ○ 2階店内窓等の開口部を内装材料により閉鎖していた。</p>
	<p style="text-align: center;">④ 防 火 区 画 等</p> <p>○ 1階洋品店と階段室とのシャッター部分の埋め戻しが不完全であった。 ○ 2階階段出入口扉が木製であった。 ○ 2階屋外階段出入口が合板製であった。</p>	<p style="text-align: center;">⑤ 消 防 用 設 備 等</p> <p>2階には消火器1本と誘導灯が設置されていた。（出火時屋内階段出入口上部の誘導灯は点灯していた）</p>

III 火災後の行動		
① 発 見 状 況	<p>○発見者 (らくらく酒場の社長)</p> <p>○発見の動機 (ドアから煙が入ってくるのを発見)</p> <p>○発見後の行動 (「火事だ」と叫び知らせる)</p>	
	<p>閉店直前にレジに入った社長は、入口ドアの隙間から煙が入ってくるのに気づき、主任を呼んだ。主任が出入口扉に近づくと煙が多量に入ってきたため社長に知らせ、社長は、「火事だ」と叫んだ。この叫び声を聞いて、支配人が厨房を確かめに行きもどりかけたときに電灯が消えたため、壁づいたにカウンターに行き、懐中電灯をとり、非常口方向を照らし「非常口」はこちらです。と声をかけながら非常口へ向った。</p>	
② 通 報 状 況	<p>通 報 した <input type="checkbox"/> () 発見後約()分</p> <p>しない <input checked="" type="checkbox"/> (通行人の女性が公衆電話で通報)</p>	
	<p>火災現場より 150 m はなれた飲食店の女性が帰宅のため同店を出て通りを曲ろうとしたとき、S レジャーセンター北側の 5・6 軒先にアーチ型に燃えている火を発見し、2～3 分見ていたが、「火事だ」と思いすぐ近くの公衆電話ボックスから通報した。通報中自動車のバックファイヤーのような感じの音が聞えたので「爆発しています」と付け加えた。出火建物からの通報はなかった。</p>	
③ 初 期 消 火 状 況	<p>消 火 した</p> <p>成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input type="checkbox"/></p> <p>○消火時期 <input type="checkbox"/></p> <p>○消火困難性 <input type="checkbox"/></p> <p>○消火方法 <input type="checkbox"/></p>	<p>(理由又は状況)</p> <p>火災の発見が遅く、出入口ドアを開放した時、猛煙が一挙に進入したため、周章狼狽し避難するのに精一杯であった。</p>
	<p>消 火 しない</p> <p>○消火時期 <input type="checkbox"/></p> <p>○消火困難性 <input type="checkbox"/></p> <p>○消火方法 <input type="checkbox"/></p> <p>○その他 <input type="checkbox"/></p>	
④ 消 火 活 動 概 要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <p>○消防隊到着時、逃げ遅れ等に関する情報提供が全くなく、又積極的な関係者のは握及び情報収集が困難な体制下であった。</p> <p>○2 階開口部は内装材により閉鎖されたため、破壊し内部進入するのに相当の時間を要した。</p>	

	避難方法	避難上支障事項														
⑤ 避難	<ul style="list-style-type: none"> ○階段を利用 <input checked="" type="checkbox"/> (4 人) ○エレベーター、エスカレータ利用 <input type="checkbox"/> (人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○窓、開口部から直接地上へ <input checked="" type="checkbox"/> (3 人) ○救助 <input type="checkbox"/> (人) ○その他() <input type="checkbox"/> (人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○無窓 <input checked="" type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input checked="" type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良,機能不良,未設置) ○停電 <input checked="" type="checkbox"/> ○その他 <input checked="" type="checkbox"/> 														
状況	<p>○支配人は懐中電灯を使って屋外階段の非常口にたどりつき、非常口前に置いてあった整理ダンスを除去し、扉(ベニヤの内開き)を開け脱出した。その後ホステス3名が続いて脱出してきた。懐中電灯を店内に向け「こちらです。こちらです」と叫んだが、煙が吹き出してきてそこにいられなくなった。</p> <p>○酒場主任とホステス2名は屋内階段で3階へ上り、3階の階段室側面の窓から北隣りの木造2階建屋根に飛び降り、地上に避難した。</p> <p>※避難できた者はいつも建物の構造をよく知っている従業員のみであり、客は全員死亡している。</p>															
⑥ 死者	<table border="0"> <tr> <td>健康人</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>(泥酔者)</td> <td>14名)</td> </tr> <tr> <td>要保護者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>身体不自由者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>病人</td> <td>名</td> </tr> </table>	健康人	15名	(泥酔者)	14名)	要保護者	名	乳幼児	名	高齢者	名	身体不自由者	名	病人	名	<p>避難上支障となった事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○無窓 <input checked="" type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input checked="" type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良,機能不良,未設置) ○停電 <input checked="" type="checkbox"/> ○その他 <input checked="" type="checkbox"/>
健康人	15名															
(泥酔者)	14名)															
要保護者	名															
乳幼児	名															
高齢者	名															
身体不自由者	名															
病人	名															
状況	<p>○死者は社長とホステス5名客9名の計15名である。</p> <p>○7名は所在していた位置より非常口の方へ向った位置で倒れており、これは支配人の振った懐中電灯の明りと叫び声の方向に向っていたものと思われる。(男3名,女4名)</p> <p>○社長はレジにいたが、逆に奥に入って場内中央付近で倒れていた。また男1名がクロー内にもぐり込み、男3名が場内中央あたりと隅の方で倒れていた女1名と男1名がカウンター裏の通路と2階階段に入ったところで倒れていた。</p> <p>○男1名が延焼中であった階段を降り、1階出入口の手前で倒れていた。</p>															
IV 問題点・教訓等																
<ol style="list-style-type: none"> 1. 1階から2階に通じる階段室内で爆発的燃焼が起きたが、これは、当該階段の1階及び2階の出入口に扉があり、空気供給が不十分な状態のところに、1階階段室内でダンボールが燃え、さらに内装材等に着火して発生した燃焼生成物(可燃ガス)が充満した。このような状態のとき、通行人が1階出入口扉を少し押し開いたため、空気が流入して爆発範囲となり、出火箇所付近の炎によって爆発的に燃焼したものと考えられる。 2. 開口部が裝飾用内装材料により、閉鎖されていたため、避難上及び消防活動上の障害となった。 3. 屋外階段に通じる非常口前にロッカー植木等が置かれていたため、避難の障害となった。 4. 階段室内が可燃材料で裝飾されていたため、上階への延焼を早めた。 5. 階段室は、耐火壁により区画されていたが、1階のシャッターケース部分との埋め戻しが不完全であったため、ここより延焼した。 6. 防火管理者が未選任であり、防火管理体制が不十分であったため、従業員による適切な避難誘導がなされなかった。 7. 客はいずれも酔客と思われ、動作もにぶく、又火災や煙に対するあまさがあったものと推定される。 																

